「次の各号に掲げる場合には、」に、「連結事業年度とする。）」を「連結事業年度）」に、「前条第三十項第四号」を「前条第三十二項第四号」に改め、同項第一号中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。」を削り、同条第十四項中「前条第三十項第四号」を「前条第三十二項第四号」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度」に、「の開始の日をいう。」を「をいう。」に改め、「同じ。）」の下に「開始の日」を加え、同条第十五項中「連結事業年度以後の各連結事業年度（第二号から第四号までに掲げる金額がある場合には、これらの号に定める連結事業年度後の各連結事業年度）」を「連結事業年度後の各連結事業年度」に、「前条第三十項第四号」を「前条第三十二項第四号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第六十八条の九の二第四項第二号に掲げる金額」を「第六十八条の九の二第四項第一号に定める金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第六十八条の九の二第四項第三号に掲げる金額」を「第六十八条の九の二第四項第二号に定める金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第六十八条の九の二第四項第四号に掲げる金額」を「第六十八条の九の二第四項第三号に定める金額」に改め、同号を同項第三号とし、同条第十六項中「前条第三十項第七号の」を「前条第三十二項第七号の」に改め、「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、「最初連結事業年度開始日」を「最初連結親法人事業年度開始の日」に、「前条第三十項第七号イ⑴」を「前条第三十二項第七号イ⑴」に改め、同条第十七項中「前条第三十五項」を「前条第三十七項」に改め、同条第十八項中「前条第三十六項」を「前条第三十八項」に改める。

第三十九条の四十第三項中「第二十七条の五第八項」を「第二十七条の五第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第四項第一号イ中「第二十七条の五第八項」を「第二十七条の五第七項」に改め、同項第二号イ中「第二十七条の五第九項」を「第二十七条の五第八項」に改め、同条第十項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項中「第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加える。

第三十九条の四十二の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「機械及び装置並びに器具及び備品で」を削り、「あつては、一台」を「あつては一台」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十八条の十二第一項に規定する政令で定める金額は、七十万円とする。

第三十九条の四十二第四項中「とし、同号に規定する政令で定める特定の事業は、特定旅館業（第二十七条の七第四項に規定する特定旅館業をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第五項中「、法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人については」及び「とし、特定旅館業を営む大規模連結法人（同号に規定する大規模連結法人をいう。）については、第二十七条の七第五項に規定する特定旅館業用指定設備」を削り、同条第十六項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項中「第七十一条第一項第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十一条第一項第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十四項第一号中「第十九項第四号」を「第二十項第四号」に改め、「（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「児童手当法第二十条第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同号イ中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項第二号中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「この項及び第十四項」を「この項及び第十五項」に改め、同号イ中「第十四項」を「第十五項」に、「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同号ロ中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十八条の十二第一項第五号」を「第六十八条の十二第一項第六号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十八条の十二第一項第五号に規定する政令で定める事業は、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業その他財務省令で定める事業とする。

第三十九条の四十三第七項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項中「第七十一条第一項第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加える。

第三十九条の四十四第六項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項中「第七十一条第一項第一号及び第二項第一号」の下に「並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」を加える。

第三十九条の四十五を削る。

第三十九条の四十六第一項中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に、「第六十八条の十五の二第一項の」を「第六十八条の十五第一項の」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の二第一項の」を「第六十八条の十五第一項の」に、「、第六十八条の十四第十一項及び第六十八条の十五第十一項」を「及び第六十八条の十四第十一項」に、「第六十八条の十五の二第一項各号」を「第六十八条の十五第一項各号」に、「第六十八条の十五の二第一項（」を「第六十八条の十五第一項（」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の二第一項の」を「第六十八条の十五第一項の」に、「、第六十八条の十四第十一項又は第六十八条の十五第十一項」を「又は第六十八条の十四第十一項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の二第一項第一号」を「第六十八条の十五第一項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に、「第三十九条の三十九第三十項各号」を「第三十九条の三十九第三十二項各号」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の二第一項第四号」を「第六十八条の十五第一項第四号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の二第一項第五号」を「第六十八条の十五第一項第五号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の二第一項各号」を「第三十九条の三十九第三十二項各号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十二第十四項各号」を「第三十九条の四十二第十五項各号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十二第十四項第一号」を「第三十九条の四十二第十五項第一号」に、「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十二第